

議 事 録

No. 1

会議名 平成25年度第2回小牧市国民健康保険運営協議会		出席者 亀谷徳之 平林克之 松屋亜州男 塚原邦秋 鈴木エイ子 船橋きみえ 栗山暢子 昆 竹史 菱田直基 吉田雄一
平成26年2月19日(水)	自 P.M. 2時00分 至 P.M. 3時10分	場所 301会議室
議 題 (1)国民健康保険税の課税限度額の改正について（見込み） (2)その他 医療保険制度の改正について		欠席者 高木 健 村井茂樹 船橋俊次
司会	定刻となりましたので、ただ今より、平成25年度第2回小牧市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。 なお、本日被保険者代表の船橋 俊次 様、公益代表の高木 健 様、被用者保険代表の村井 茂樹 様のご都合により欠席と伺っております。 また、塚原先生におかれましては今こちらに向かわれているとお聞きしておりますのでよろしくお願いいたします。 また、当協議会の傍聴の申し出は、ありませんでしたので、報告させていただきます。 それでは、次第に従いまして始めさせていただきます。 まず始めに、亀谷会長から、あいさつを申し上げます。	
亀谷会長	(あいさつ)	
司会	続きまして、沖本副市長よりご挨拶をさせていただきます。 よろしく申し上げます。	
沖本副市長	(あいさつ)	
司会	ありがとうございました。続きまして、今回は各委員の皆様「小牧市国民健康保険税の課税限度額の改正について」をご審議いただきますので、ただいまからその諮問書を沖本副市長から会長にお渡しいたします。 副市長、前のほうにお願いいたします。	
沖本副市長	(諮問書朗読)	

議 事 録

No. 2

司会	沖本副市長におかれましては、他に公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。
司会	それでは、本日の議事に移らせていただきたいと思います。 議事の進行につきましては、小牧市国民健康保険運営協議会規則第3条の定めによりまして、会長にお願いさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
亀谷会長	それでは、審議に入りたいと思いますが、その前に事務局から本日の委員の出席者数の報告をお願いします。
事務局	ただいまの出席委員は10名であります。
亀谷会長	過半数の委員の方の出席をいただきましたので、本日の運営協議会は成立いたしました。次に本日の議事録の署名者を指名させていただきます。鈴木委員と吉田委員をご指名いたしますので、よろしくお願い申し上げます。
亀谷会長	それでは議事に入ります。 議題(1)の「国民健康保険税の課税限度額の改正について(見込み)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。
事務局	それでは、諮問内容「国民健康保険税の課税限度額の改正について」の説明をさせていただきます。お手元の諮問資料をご覧ください。 国民健康保険税は、医療給付分、後期高齢者支援金分、そして40歳から64歳までの方が対象となる介護納付金分とを合算して算定します。 国民健康保険税の負担は、負担能力に応じた公平なものであるべきですが、受益との関連において、一定の限度額を設けることとされています。 その課税限度額は、政令で最高限度額を定め、その範囲内で市町村の条

	例で規定することになっています。
	現行の課税限度額は、医療給付分 51 万円、後期高齢者支援金分 14 万円、介護納付金分 12 万円ですが、後期高齢者支援金分を現行 14 万円から 16 万円に、介護納付金分を現行 12 万円から 14 万円に引き上げるについて、昨年の 12 月に税制改正大綱が閣議決定され、年度内に政令の改正が予定されています。
	なお、医療給付分の限度額は 51 万円に据え置かれています。
	この課税限度額の見直しは、高齢化の進展等による医療給付費等の増加が見込まれるなか、必要な保険税収入を確保するなどのため実施されるものであります。
	小牧市においても、高所得者の方には、より多く負担していただくことになりますが、国民健康保険の財源確保のため、政令のとおり条例の課税限度額の改定を考えており、運営協議会の皆さまの意見を伺って決定しようとするものであります。
	裏面に、参考資料としまして、平成 16 年度から平成 25 年度までの政令における課税限度額と小牧市国保における課税限度額の状況をつけさせていただきます。
	なお、課税限度額を引きあげた場合の影響額ではありますが、約 1 千万円の増収になると予測しています。
	改正により影響がある世帯ではありますが、現在、後期高齢者支援金分で 22,646 世帯の内 442 世帯が、介護納付金分で 10,737 世帯のうち 158 世帯が限度額での課税に該当していますので、この世帯が今回影響を受ける世帯となります。
	今回ご了解をいただければ、議会に条例案を提案させていただきたいと考えています。以上で、説明を終わらせていただきます。
亀谷会長	事務局からの説明は終わりました。皆様からのご質問、ご意見等をいただきたいと思います。ご意見、ご質問はございませんか。
松屋委員	添付していただいた資料のほうなんですけれども、課税限度額を引き上

議 事 録

No. 4

	<p>げた場合の影響額について表がありますよね。これをどうやって見たらいいか、ちょっとよく分からないんですけれど。現行、たとえば限度額が変わる支援と介護の課税限度額超過世帯が442、158世帯で、改正後が限度額16万と14万になって、超過世帯数が348と116世帯に変わっている。</p> <p>それですぐ右側の課税世帯数は現行と改正後と。これがどういう比較をする表なのかちょっと良くわからないのですが。</p>
事務局	<p>資料のほう分かりづらくて申し訳ありませんでした。補足で説明させていただきます。</p> <p>平成25年度、今年度の課税につきまして現行22,646世帯の方に課税させていただいております。介護分につきましては年齢によってかかる方とかからない方がみえますので10,737世帯が課税対象となっております。</p> <p>現在課税限度額、後期高齢者支援分ですと14万円、介護納付金分ですと12万円、こちらの課税限度額まで達している世帯が、それぞれ後期高齢者支援分で442世帯、介護納付金分ですと158世帯の方が課税限度額まで達しているということになります。</p> <p>仮に25年度、課税限度額がそれぞれ2万円ずつ引き上げになった場合、課税限度額まで達する方というのが後期高齢者支援分ですと348世帯、介護納付金分ですと116世帯になるということで、その差額、後期高齢者支援分ですと14万から16万の間になる方が、差の分の94世帯、介護納付金分ですと、12万から14万の課税になる方が42世帯になるというような内容の資料になっております。</p>
松屋委員	<p>ちょっと表の作りが分かりづらいんじゃないでしょうか。</p> <p>それで最終的に、増加世帯数は442と158世帯、要するに現行の課税世帯がそっくりそのまま対象で2万円ずつ上がっていると言いたいのか。現行の数値も442世帯と22,646人ですよね。</p>

議 事 録

No. 5

	<p>それで下の改正後は348世帯に減っていて、だけれど課税世帯数は22,646人と変わらないわけですね。</p>
	<p>それで尚且つ右のほうの課税増加世帯数は442世帯と言う事ですね、この表は。</p>
	<p>でも今442世帯から348世帯を引いて、その差の方が実際には上がりますよというような説明をされたような気がするんですけど。</p>
	<p>この表ではよく意味が分からないです。</p>
事務局	<p>すみません、私の説明が悪かったので再度説明させていただきます。 現在442世帯の方が課税限度額の14万円の課税となっております。</p>
松屋委員	<p>14万円払ってみえるということですね。</p>
事務局	<p>そうですね、はい。これが改正されますと約348世帯の方が16万円になります。</p>
松屋委員	<p>分かりました。2万円増える方が348世帯、348世帯の方が16万円になるということ。</p>
事務局	<p>はい。その差額の方につきましては、その間の、15万円ですとか、14万5千円とかに上がる方となります。</p>
松屋委員	<p>この右のほうで言っている課税額増加世帯数442世帯という数は。</p>
事務局	<p>14万よりも上がる方ですね。1千円上がる方もみえれば、2万円上がる方もみえますので、上がる方にすると442世帯と。</p>
松屋委員	<p>94世帯の方が現行の14万からマックス16万円ではなくて14万1円からですか、その間で、細かくでも上がってはおります、ということ</p>

議 事 録

No. 6

	ですか。
事務局	そうです、はい。
松屋委員	そういうことですね。それでマックス16万になる方は348世帯で、残りの94世帯の方は14万据え置きではなくて、いくらになるかは分からないですけれどやっぱり上がりますよと。 だから増加世帯数は14万でも16万でも現行と同数の442世帯ということですか。
事務局	そういうことです。
亀谷会長	他にご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。
平林委員	1つよろしいですか。簡単なことなのですが、これは政府で閣議決定をされると地方としては上げざるを得なくなってくるんですね。
事務局	国のほうで制度改正されまして、政令のほうで改正されて限度額が決まりますと、その範囲内で市町村で決めなさい、ということですので市町村国保にその範囲以内で限度額をあげるかどうかということの判断を預けられているような状況でございます。
松屋委員	0でもいいわけですね、極端なことをいうと。
事務局	小牧市国保は据え置くという選択はありますが、小牧市といたしましては政令の趣旨、税収確保の面、確かに高所得者の方にはご負担をいただくことにはなりますけれど、税率改正することなく財源確保ができるという面、また先ほど申し上げましたが、交付金で政令通り課税限度額を引き上げている場合には経営努力分という評価項目がございませ

議 事 録

No. 7

	て、補助金の増減の項目の1つにもなっておりますので小牧市国保としては財源確保のために政令のとおり上げたいと考えております。
平林委員	会長が立场上質問をすることができないので、代わりに私が質問します。手続き的にはこの諮問に対して了解を得ると、議会にかけるわけですね。
事務局	条例改正の議案のほうを提出するようにさせていただきます。
松屋委員	くどいようですけど、要は閣議決定されようが何されようが市町村で独自の判断をなささい、と言う事ですので、なおかつそれでこの今日の会議で諮問を受けて諮問結果が議会へ反映されて、議会で最終的に条例改正ということになるんですか。
事務局	今日の諮問で承認いただければ条例改正のほうに議案をださせていただきますまして、議会で審議いただきまして大丈夫ですよ、ということであれば条例のほうを変えさせていただくかたちになります。
松屋委員	そうするとこの諮問でじゃあこれだけの資料で議会に上げる必要があるのかなんてどうやって判断するんですか。この会議でいいよって言ってくれたからといって議会に提案するわけですよ。そうしたときに我々として責任はあるようでないんだけど、これだけで実際にじゃあ小牧市国保として「国保これだけやっぱり大変です、だから閣議決定された範囲のなかでこれだけの金額を今回上げるように諮問しますよ」とそういう手続きがないといけないんじゃないですか。
事務局	すみません、判断できるような資料がだいぶ不足しておりまして大変申し訳なく思っております。 まず小牧市国保として今回政令のとおり改正しようとしている理由の1つとしましては、小牧市国保につきましても財源で苦労しているとい

議 事 録

No. 8

	<p>うところがございます。平成24年度、小牧市国保の財源のほうが不足しておりまして一般会計から7億円のほうの赤字補填なる繰入金をしていただいております。そこで財源確保、いつまでも一般会計繰入金のほうから財源を補填してもらっているのかということもございます。そうしますと税率改正をして財源を確保するという選択肢も出てこようかとは思いますが、今回政令のほうの改正がありまして課税限度額の改正がなされる見込みとなっております。</p> <p>そういたしますと1千万ではございますが、課税限度額を政令通り上げますと財源のほうが確保できますので、確かに高所得者の方には大変負担をいただくかたちになりますけど、所謂中低所得者の方には負担を求めることなく財源を確保できるということで政令通りの改正をしたいと考えております。</p> <p>また資料のほうに載せておりませんが、愛知県内38市、市の数がありますが、小牧市と同じように、現在、政令と同じ課税限度額にしている市というのが28市ございます。その28市につきまして今回電話でもって問い合わせのほうをさせていただきました。各市の状況でございますが、小牧市を除きまして27市のうち、22市が引き上げる予定だというような回答をいただいております。なお、今年度ではなく来年度、27年度に引き上げるところが1市、検討中のところが2市でありました。引き上げない予定のところも2市ありました。</p> <p>課税限度額どおり上げるか上げないかというところで判断資料になるかどうかでございますが、国保財政が厳しい折、税率改正することなく財源確保したいということで、小牧市としては政令通りに条例を改正したいと思っておりますのでご理解のほう、よろしくお願い致します。</p>
松屋委員	<p>このくらいの説明があれば我々も理解できますけど、要するにこういうことで困っています、財源が不足していますよ、ということ。なおかつ一般会計からもらってきていますよという、今説明あったようなことを資料として出していただかないと何を持って判断したんだと。</p>

議 事 録

No. 9

	<p>手元の資料は「課税限度額を上げますよ、上げますよ」という資料ばかりで、何で上げないといけないのかという「何で」というところが抜けてしまっている。それでは我々呼ばれてここに来て座ってご意見ください、諮問してくださいと言われてもどうしようもない。</p>
事務局	<p>大変申し訳ございませんでした。次回からは判断できるような資料を十分整えて、お願いしたいと思っております。</p>
平林委員	<p>事務局側をフォローするようなことで申し訳ないのですが、昨年度は委員ではございませんでしたよね。</p>
松屋委員	<p>そうですね。</p>
平林委員	<p>ですので、分からないですよ。私は去年からやっていますので、去年資料でご指導いただきまして、事務局が言われたように一般会計から7億円、今年は8億5千万くらいを繰り入れるという中で財源が厳しいという中で、前回、ジェネリックの話をしていただいて、そういう提言をするように、少しでも社会に広めていただければというお話を、事務局としてもいろいろ手法を考えてやってみえる。</p> <p>私自身としては分かっているのですが、まさに今言われたとおりこの場に資料がないので判断のしようがないというのはそのとおりだと、私も思っておりますのでぜひ今後はですね、そういう資料を整えていただければなど。私自身は去年から委員をやっていますので、今申し上げましたとおり、本当に細かな資料があるんですよ。</p>
松屋委員	<p>僕らはそんな細かいものを見てもね、全然分かりませんよ。</p> <p>だから今説明されたような簡単なことでいいんです、簡単な資料で。現実に8億円、去年は一般会計から足らなかったから補填しましたという、その程度の資料で結構ですので付けていただきたい。</p>

議 事 録

No. 10

事務局	大変申し訳ありませんでした。口頭で今しゃべった内容のものを資料でつけるべきだったと考えます。次回以降、そのように改めます。
亀谷会長	その他委員さん、いまの事務局の説明でご理解いただけますか。
昆委員	国がそもそもこの限度額を上げるというのは、そういった市とか町とかが多くあるものだから、市とかの負担を少しでも減らそうという考えでこういうふうに動いたということなんですかね。
事務局	国が政令を見直す理由としましては言われましたように、国保財政の財源確保という面と保険税につきましては基本的に負担能力に応じてという考え方がございますので、定期的に課税限度額を見直しして高所得者の方には一定の負担をご理解いただくということで課税限度額の引き上げは過去にもされております。
亀谷会長	その他ご意見ご質問等よろしいでしょうか。 ご意見も出尽くしたようではありますが、皆様お忙しいこととしますので、できましたら、本日結論を出していきたいと思いますが、いかがでしょうか。
昆委員	限度額マックスまで支払われる方ですね、どのくらいの年収があれば、マックスになってしまうんですかね。
事務局	収入状況、世帯員の数等々で変わってきますので一概に言えないところではございますが、仮に40歳以上のご夫婦の方でお子様が1人、固定資産税がないというような方を想定したところで回答をさせていただきます。保険税の算定の基礎となる基準総所得額、基礎控除33万を引いた分でございますが、後期高齢者支援分としましては1,160万円以上の方が限度額に達するような世帯となっております。約1,160万

議 事 録

No. 11

	円以上の基準総所得額がある方が、限度額に達するような世帯です。
	改正後2万円増えますとこちらの金額が約1,360万円以上となる予定でございます。介護納付金につきましては現在約1,230万円以上の基準総所得額がある方が限度額に達しますが、改正後は1,460万円以上の方が限度額を超える世帯となります。
	もう一度。後期高齢者支援金分は基準総所得で1,160万円が1,360万円。介護納付金が1,230万円から1,460万円です。
亀谷会長	他にご意見、ご質問よろしいでしょうか。
吉田委員	所得額が1,160万円の方が、要するに課税の人が今度は1,360万円に額が増えるのですか。下がるのではないですか。
事務局	たとえば後期高齢者支援分ですと所得割額が1%で課税のほうをお願いしております。あとは資産があるとか、人数とかによって若干変わってきますが、それで課税限度額が14万円から16万円に上がりますので、元となる基準総所得額に1%かけて計算をすると額が上がりますので、総所得額は上がります。
	もう一度説明させていただきます。
	現行、先ほど後期高齢者支援分ですと442世帯の方が課税限度額まで達しているというような説明をさせていただきました。先ほど言った条件、40歳以上の夫婦の方で子供1人、固定資産税無しという方ですとこちら442世帯の方は1,160万円以上の基準総所得額ある方となります。今度16万円に改正されますと348世帯になるというような説明をさせていただきました。こちら348世帯ですと同じ条件で1,360万円以上の総所得額がある方がこの116世帯になるということになります。その差額分につきましては1,160万円から1,360万円の間の方になります。

議 事 録

No. 12

松屋委員	今説明されたような資料を1枚付けていただければ我々でもなんとか理解できるのですが、わけが分からないので。
事務局	分かりやすい資料に、今後努めさせていただきます。
平林委員	今日採決しないといけないという話もあると思いますので、ジャッジしていただいた後にですね、今日出席された委員の方にその説明資料をもう一度作って、こういうことで皆さん採決していただきました、というようなことが分かるものを郵送していただいたらどうかな、と提案させていただくのですが、いかがでしょうか。
事務局	ご提案ありがとうございます、議事録の確認もありますのでこういう理由で、皆さんご議論いただいたというのを分かりやすい資料にまとめさせていただいて、郵送で大変失礼ですけれど、送付させていただきますのでよろしくお願いします。
亀谷会長	委員の皆さん、今日説明を受けたということで。
松屋委員	議事録を送っていただけるんですね。そのときに今の事務局の方が説明されたくらいのことを1枚紙で結構ですので出してください。
事務局	口頭で説明した内容をまとめるような、分かりやすいかたちで出させていただきます。
松屋委員	お願いします
亀谷会長	では、本日結論を出させていただくということで、ご異議ありませんでしょうか。

議 事 録

No. 13

各委員	(異議なし)
亀谷会長	ご異議なしということですので、「国民健康保険税の課税限度額の改正について」は、国民健康保険税の課税限度額に係る地方税法施行令が改正された場合に、小牧市国民健康保険税の課税限度額を改正後の課税限度額に改正することに、ご異議ありませんか。
各委員	(異議なし)
亀谷会長	ご異議なしとのことですので、「国民健康保険税の課税限度額の改正について」は、国民健康保険税の課税限度額に係る地方税法施行令が改正された場合に、小牧市国民健康保険税の課税限度額を改正後の課税限度額に改正することに決定いたしました。 なお、本日決定いたしました内容を答申することになりますが、お忙しい方ばかりでありますので、お許しをいただければ、私と平林副会長で日を改めまして行いたいと思いますが、いかがでしょうか。
各委員	(異議なし)
亀谷会長	また、答申の内容につきましては、ご一任いただけますでしょうか。
各委員	(異議なし)
亀谷会長	ありがとうございました。 続きまして、議題の(2)「その他」の医療制度改正についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	続きまして、「国民健康保険制度の改正見込みについて」を説明させていただきます。お手元の資料1をご覧ください。

議 事 録

No. 14

<p>社会保障制度改革国民会議の報告書を踏まえ、医療や介護など社会保障全般にわたる改革の方向性と実施時期を定めたプログラム法案が、昨年昨年12月に成立しました。</p>
<p>国保の運営については、財政運営をはじめとして都道府県が担うことを基本とし、保険料の賦課徴収・保健事業などは市町村が積極的な役割を担うこととされ、平成26年度から平成29年度までに順次制度改革が実施されることになりました。</p>
<p>「国民健康保険税の軽減世帯の拡大」であります。</p>
<p>現在、世帯の所得が一定額以下の場合には、均等割・平等割の保険税の7割、5割又は2割を軽減しています。この低所得者に対する保険税軽減の対象世帯を拡大するものであります。</p>
<p>なお、均等割とは、被保険者数に応じてかかるもので、小牧市国保では、医療分、後期高齢者支援分、介護分をあわせて、1人当たり34,900円をお願いしております。</p>
<p>平等割とは、世帯あたりにかかるもので、小牧市国保では、医療分、後期高齢者支援分、介護分をあわせて、1世帯あたり35,200円をお願いしております。</p>
<p>制度改革の具体的な内容ですが資料をめぐっていただきまして、A4横長の「国民健康保険の低所得者の保険税軽減措置の拡充」という資料をお願いします。</p>
<p>具体的な内容としては2割軽減の拡大がされます。現行、基準額が33万円+35万円×被保険者数で行っているところ、35万円を45万円に改正するものでございます。</p>
<p>3人世帯、給与収入のみとして計算いたしますと現行約138万円までの世帯が軽減対象となりますが、今後は拡充されまして、約168万円までが軽減判定の対象となります。</p>
<p>続きまして、5割軽減の拡大でございまして、</p>
<p>現行、33万円+24万5千円×世帯主を除いた被保険者となっております。</p>

議 事 録

No. 15

	<p>ます。こちらが改正後につきましては、33万円+24万5千円×被保険者数ということで、世帯主を引くというところがなくなります。それに伴いまして、現在、2人世帯以上が対象でありましたが、単身世帯についても対象となるような改正でございます。</p>
	<p>なお、実施時期でございますが、政令の改正が前提となりますが、平成26年度課税分から実施されることとなります。</p>
	<p>続きまして、「一部負担金、医療費の患者負担の見直し」を説明させていただきます。資料1に戻っていただきまして、医療費の患者負担がありますが、原則、義務教育就学前は2割、それ以降69歳までは3割、70歳から74歳まで2割、75歳以上は1割と、年齢に応じた負担割合が設定されています。しかし、70歳から74歳までの方については、特例措置として国の予算措置により、1割負担に凍結がされてきました。</p>
	<p>現役世代の保険料負担にも配慮し、70歳から74歳までの方の負担について、70歳に到達する方から段階的に本来の2割負担にするものがあります。既に1割負担となった方の負担を2割に引き上げるものではなく、69歳までは3割負担であった方が70歳に到達する時から段階的に本来の2割負担とするものであります。</p>
	<p>なお、実施時期であります。平成26年度政府予算案の成立が前提となりますが、平成26年4月2日から5月1日の間に70歳の誕生日を迎える方は、5月の診療から2割負担となります。</p>
	<p>続きまして、「高額療養費の見直し」を説明させていただきます。</p>
	<p>高額療養費制度は、医療費の自己負担が過重なものにならないように、医療機関や薬局の窓口で支払った額が、1ヶ月で一定額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。</p>
	<p>高額療養費では、年齢や所得に応じて、ご本人が支払う医療費の上限が定められております。低所得者に配慮した上で、負担能力に応じた負担</p>

議 事 録

No. 16

	<p>とする観点から、所得区分を細分化して、自己負担限度額をきめ細やかに設定するものであります。</p>
	<p>資料として、見直し前と見直し後の比較表をつけさせていただいております。なお、実施時期であります。政令の改正が前提になりますが、平成27年1月から高額療養費の見直しがされることとなります。</p>
	<p>以上で説明を終わらせていただきます。</p>
亀谷会長	<p>事務局からの説明は終わりました。皆様からのご質問、ご意見等をいただきたいと思っております。ご質問、ご意見等はございませんか。</p>
平林委員	<p>2割軽減と5割軽減ということで、ちょっと所得額が拡大されて所得が多い人でも2割とか5割に拡大されるということですが、現状7割軽減の人は所得でどのくらいなのでしょう。分からなければ結構ですが。</p>
事務局	<p>7割軽減の方につきましては33万円となっております。</p>
亀谷会長	<p>他にご質問等はありませんか。 特に無いようでありますので、この件につきましては、これで終わります。事務局からその他連絡事項等がありますか。</p>
事務局	<p>本日はご審議いただきまして、誠にありがとうございました。 資料等に不備がございましたこと、改めてお詫び申し上げます。以後、分かりやすい資料の添付に努めさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。答申書につきましては、答申を終えた後、各委員の皆様へ市から写しを送付させていただきます。 なお、今後は関係法令等が交付・施行された段階で議会に条例改正案を提出し、議決後、平成26年4月1日から施行する予定で事務を進めてまいります。 また、議事録につきましては作成し次第、署名をいただきに伺わせて</p>

